

令和4年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和4年6月20日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
-------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振 興 課 副 課 長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住 民 課 副 課 長	芦 口 正 史	住 民 課 副 課 長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	芝 健 治
福 祉 課 副 課 長	坂 本 真 理 子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建 設 課 副 課 長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事 務 局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 3 号 令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 議案第 4 6 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 4 8 号 令和 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 4 9 号 物品購入契約の締結について（令和 3 年度 繰越第 1 号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入）
- 日程第 6 議案第 5 0 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（令和 4 年度 第 1 号 小学校管理事業 朝来小学校水泳プール建替工事）
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 0 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 1 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 発委第 2 号 国民の祝日「海の日」の 7 月 2 0 日への固定化を求める意見書（案）
- 日程第 1 3 議員派遣の件について
- 日程第 1 4 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構であります。

ここで日程に入ります前に、家根谷議員から、6月16日の本会議における発言について、会議規則第64条の規定により訂正いたしたいとの申出がございましたので、発言を許可いたします。

7番、家根谷議員。

○7番（家根谷美智子）

会議規則第64条の規定により、令和4年6月16日本会議での小学校、中学校自転車通学についての一般質問において、令和3年度の自転車関連事故は6億9,694件と発言した部分を、令和3年度の自転車関連事故は6万9,694件に訂正したいので申し出ます。よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

ただいまの家根谷議員からの6月16日の本会議におけます発言の中の令和3年度の自転車関連事故は6億9,694件を、令和3年度の自転車関連事故は6万9,694件に訂正することについては、議長においてこれを許可いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がございましたので、これを許可いたします。

△日程第1 報告第13号～日程第5 議案第49号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第1 報告第13号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から日程第7 議案第51号、工事請負契約の締結について（令和4年度 第1号 小学校管理事業 朝来小学校水泳プール建替工事）の件まで7件を一括議題といたします。

△日程第1 報告第13号

○議長（大石哲雄）

日程第1 報告第13号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

（「議長、議案の50号、51号は上程してない」の声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前9時01分

再開 午前9時03分

○議長（大石哲雄）

再開します。

訂正いたします。

この際、日程第1 報告第13号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から、日程第5 議案第49号、物品購入契約の締結について（令和3年度 繰越第1号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入）の件まで5件を一括議題といたします。

日程第1 報告第13号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第13号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第2 議案第46号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第46号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

それでは質問いたします。

上富田町の大型作業場条例には、町長は、共同作業場の管理運営について、必要と認めた場合は条件を付し委託することができるとあります。そこで3点質問いたします。

1点目は、釦共同作業場が梅加工共同作業場が変わるに当たって、管理運営について、どのような必要性を認めたのか。また釦作業場に条件を付していたのが梅加工作業場が変わるに当たって、どのような条件が変わり、付したのかが1点目です。

2点目、梅作業場と名称が違う梅加工作業場となっていますが、作業内容が違うのですか。

3点目、梅作業場は月30万円、今回の梅加工作業場も30万円の使用料となっていますが、どのような査定に基づいているのですか。

以上3点です。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

まず、必要性についてですが、こちらは地域の雇用創出及び地域経済の振興に資すると認められる協力企業だと判断したからでございます。

また、条件についてですが、条件につきましては委託契約書によることとなります。

が、主な変更点としては用途になってございます。釧共同作業場では、ボタン、服飾品及び雑貨の製造・加工事業に使用し、その他の用途には使用しないものとする用途を限定しておりましたが、梅加工共同作業場では、梅加工に関する作業工程に限定する旨を記載し、用途を限定する予定となっております。

2つ目の、名称が梅共同作業場と梅加工共同作業場では名称に違いがあるが内容に違いはないのかというご質問ですが、内容につきましては特に違いはございませんが、混同を避けるための措置でございます。

3つ目の質問、賃貸料30万円についての件ですが、こちらにつきましては固定資産税相当額を上回る金額として算定してございます。固定資産税につきましては年間約200万円と試算してございまして、また、梅加工共同作業場と同額にはなってございまして、岩崎のほうの梅加工共同作業場は、土地で2,901平米、建物1,444平米と規模は小さいのですが、平成9年建築で新しく、釧共同作業場は昭和61年と古い建物であり、相応の金額と考えております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

2点質問します。

釧作業場には、別表に定める施設及び機械器具等を設置するとありましたが、梅加工共同作業場には、町が設置する機械・器具はないのですか、1点目の質問です。

2点目ですけれども、田辺市、白浜町は、土地の固定資産税の評価額に4%、建物の評価額に6%などとしています。だから建物が古くなると評価額がゼロになる場合もあります。すさみ町は、同じような算定をしておりますが、その基準から幾らか下げて値段を話し合っていて決めております。そういう、固定資産税、さっき200万と言われたね。それ以上という大ざっぱなものではなくて、やっぱりきちんとした基準が必要ではありませんか。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

まず1点目の機械器具等の貸出しはあるのかという点ですが、既に釧作業場で使用していた機械器具、設備関係は全て撤去しておりますので、基本的には建物の貸出しという形になります。

2点目の、使用料の算定に当たっての基準を設けてはどうかということでございます

けれども、現時点ではそういった規定は設けてございません。また鉤共同作業場の折には、そういった賃貸料というものはゼロ円という形で、金額が無償で貸しておりましたので、今回、30万という形で計上しておりますが、その基準については現在は規定を設けていないという形で報告させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

吉本君。

○9番（吉本和広）

必要を求めたんで、今のことを聞いたんじゃないんで、そういう必要性があるのではないかという質問だったんです。

ちょっと3回目の質問させていただくんですけども、同和対策事業の法の期限が終了して、今、一般施策となっておりますが、もう課題を果たして終了したものや、当時の企業がそのまま引き継ぎ運営しているものもあります。先ほど申しましたように、田辺市、白浜町、すさみ町については、使用料を払ってもらっています、基準に基づいて。田辺市は当初から使用料を求めているということです。ほかの自治体は、当初からかどうかをちょっと調べてみないと分からないということをおっしゃっていました。上富田町は無料で委託してきた歴史があると思います。私は全てから使用料を取るべきだと言っているのではないんですが、同和対策事業が終了して一般施策となりました。それぞれの施設の運営の状況に応じて、使用料を取らない、取るなど、やっぱり町での議論が必要であるのではないのでしょうか。それぞれの施設を見て、やっぱり公益性があると認められた場合は無料とか減免すると。地域の方が、年金に加えて生活を支えるために活用している施設というのは行政財産ですので減免するとか。ただ、一般企業で利益を得ているものについては、使用料も考えて、算定基準を設けて、きちんと基準を設けて、公平な感じで行うことも必要じゃないのかなというふうに思うんです。

一般施策となった今、それぞれの施設について、運営管理の条件を住民から問われたときに、きちんと説明ができないといけないと思うんです。町として説明できる、先ほども言いましたけれども、大きな施設と小さな施設で30万、同じ30万、建物が新しいとかと言われましたけれども、きちんとそれを算定して、きちんと料金を設定するというのがやっぱり町民から見たときに明らかな行政ではないかと思われまますので、そういうことを検討する必要、今全て検討する必要があるのではないですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、吉本議員言われますように、算定する基礎の部分については、今後検討する必要はあります。その代わりに、逆に、今の岩崎の施設については、使用期限とかいろいろな形がありますので、その部分について国とも協議した中で、いろんな中で、その算定はさせてもらっています。また、大型共同作業場全体的にあるんですけども、大型共同作業場の、今回、鉦加工場から梅加工場が変わる部分については、もう31年以上経過していますので、その部分については国とも協議した中で、様々な話の中で、こういう形で今回梅のほうに移行するという形が取られています。その横にも、この間、名称を変えましたキイテックさんの部分についても、そこももう30年以上経過しているんで、今後、企業ともいろんな協議の中で話を進めていくように、今、庁内の中でも話は進めております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第46号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第47号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。
質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

質問します。市ノ瀬キャンプ場の指定管理についてです。

選定委員会を通じて行うということになっておりますので、1企業のみ募集であったとお聞きしましたが、得点はどのようになっていますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

選定委員が3名の得点です。無記名でやっていますので、誰が何点というのはいませんが、1名が100点中87点、1名が100点中82点、1名が100点中66点、300点のうち235点ということになっています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

3名の方の評価の点をちょっといただいたんですけども、3名の方ともに、ちょっと心配されているのがやっぱり業務を円滑にするための人員配置であったりとか、利用者の安全管理からの防犯対策とか、事故のときへの対策であるとか、環境に配慮した計画というところが3名の方、あまり高得点をつけられていないと思うんです。その辺について、やっぱり今後、運営に当たって見ていく必要があると思うんですけども、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

人員につきましては、基本的には上富田スポーツセンター、市ノ瀬体育館、市ノ瀬若もの広場を管理しています南紀ウエルネスツーリズム協議会、そちらのほうでさせていただきます。

そちらは、スポーツサロンとか管理人とか、旅行業をやっている方、全員集めて、今12名います。そのスタッフ、プラス今回、臨時的には草刈りをやらしてもらったりとか、

トイレの清掃してもらったりとか、キャンプ場に来ていただいた翌朝のごみを回収するとか、そういった面で、環境の面についてはやっていきたいという、人員もそうですね、やっていきたいと思っています。

あと、安全管理につきましては、やっぱりあそこは河川が近いです。一つは大雨が降ったときは、もう使用禁止にするとか、その横に市ノ瀬交流館ってあるんですけども、途中で雨が降ってきたらそこに避難できるとか、そういう対策も総合的に、選定委員会の中でもお互いにそういう意見が出ましたので、対応していただくということになっています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

松井君。

○11番（松井孝恵）

指定の期間がこの7月1日からというてお聞きしているんですけども、あの周辺というのは、地元の町内会等で草刈りとか、あるいは芝生の管理を今までしてきたんですけども、7月1日からはそちらにお任せしておいて、草とか生えていてもほっといてもいいのかなという。ただ地元としたら、生えているものを、もうすぐクリーン作戦もありますし、この辺をどう考えたらよろしいですか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

今、現状を見たら、少し草が生えている状態なんですけど、キャンプ場のエリア、そのエリアから河川に向いての延長線上、そうするとトイレです。今度トイレを設置するんですけども、そのトイレの清掃、これについては南紀ウエルネスツーリズム協議会、そちらのほうで、もうしていただくことになっていますので、今まで草刈り等ありがとうございました。ウエルネスのほうでしていただきます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

新聞報道などでも7月1日からということだと思っんですけど、ちょっと現状を見ますと、間に合うのかな、トイレもまだこれからでしょうし、そうなる、そういった

草刈りなんかも、当然、直近に、そういうふうな上富田全体のクリーン作戦なんかもありますから、地元でやるんだったらやると思うんですけども、その辺ほっといていいのかということなんです。そういうふうな機会に合わせて、この団体さんは、草刈りしたり芝生を刈ったりしていただけるんでしょうか。その時期に合わせて。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

紀伊民報にも載ってられたと思うんですけども7月1日予定ということで進めています。今、大阪周辺とかいろんなところからも、ありがたいことに予約したいという電話もいただいています。それに合わせて準備したいと思っているんですが、7月1日ちょっと遅れるかも、そこは分かりません。ここ、議会で、ウエルネスツーリズム協議会の指定をいただいて、いただいた後に本格的に動くんですが、ウエルネスツーリズム協議会に引き渡す前に、振興課のほうで、この議会が終わった後に、一度きれいな状態で渡したいというふうに思っています。

トイレにつきましては、ちょっとウナギの申請とかいろいろなのがしっかり通ってから施工になりますので、8月に入ると思っています。ちょっと遅れるんですけども、その分につきましては、近くに若もの広場があったりとか、老人憩の家の裏にトイレがあったりと、そういったところを活用しながら、ちょっと不便はかけるんですけども、開設していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、ちょっとごみとかの問題、さっき回答がなかったんで、その環境の問題ですよ。やっぱりキャンプ場ができると、どこともごみ問題が物すごく大きな問題になるんですけども、その辺、選定委員会で、得点はあまり高くないんですけども、どういう論議がされて、町としてもどういうことを考えておられるというのがあったら、ちょっと答えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

確かにごみの問題、質問でも出ました。そのごみにつきましては、キャンプの予約が入った翌朝には、必ず回収をするということで徹底してもらいます。ごみ捨場につきましても、こういったアルミの、ちゃんと町に沿った仕分をした、そういうごみボックスを設置して、そのごみボックスだけじゃなくて周辺も、やっぱりごみもその辺にほり散らかすこともあると思いますので、その辺もちゃんとチェックしていただくということになっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第47号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第48号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第48号、令和4年度上富田町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

歳出歳入一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第48号、上富田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第49号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第49号、物品購入契約の締結について（令和3年度 繰越第1号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入）について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第49号、物品購入契約の締結について（令和3年度 繰越第1号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入）を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第50号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第50号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

笠松君。

○税務課長（笠松昭宏）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第50号についてご説明申し上げます。

議案第50号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年6月20日提出、上富田町長奥田誠。

今回改正理由といたしまして、県統一に向けた賦課割合の変更が必要であること、また、国民健康保険事業運営に必要な財源の確保のため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の主な改正事項につきましては、参考資料の上富田町国民健康保険税条例の一部改正の要旨に沿ってご説明申し上げますので、最終ページの12ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨につきましては、令和9年度の県統一に向け段階的に賦課割合を変動させる必要があります。また、国民健康保険事業に要する費用である国保事業費納付金の納付に充てる国民健康保険税の確保及び国民健康保険事業の健全な運営を図るため、本条例を改正するものです。

2、改正の内容につきましては、医療保険分の所得割の税率を現行の5.6%を6.6%に、資産割の税率を現行の14.7%を11.5%に、均等割を現行の1人当たり1万8,000円を2万4,000円に、平等割を現行の1世帯当たり3万3,000

円を3万4,000円に。後期高齢者支援金分につきましても、所得割の税率を現行の1.6%を1.8%に、資産割の税率を現行の4.2%を3.1%に、均等割を現行の1人当たり5,000円を6,300円に、平等割は改正を行わず現行の9,000円としております。また、介護保険分の所得割の税率を現行の1.3%を1.8%に、資産割の税率を現行の4.7%を4.5%に、均等割を現行の1人当たり6,000円を9,500円に、平等割を現行の1世帯当たり8,000円を1万円に改正するものであります。

また、参考資料として、3ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

附則第1項において、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとしております。

また、附則第2項において、改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると定めています。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

質問します。よろしくお願ひします。

コロナ禍の中、物価が高騰し、年金生活者は年金削減で、国保加入者の生活は大変な状況です。令和3年度に比べて令和4年度の保険料は、1人当たり年間約1万1,000円の値上げになると見込まれています。所得251万円、40代夫婦で子供2人の家族4人、固定資産税5万円の世帯では6万4,000円もの大幅な増となり、国保税は37万6,100円にもなります。所得が251万であるのに37万6,100円も払わなければならないという大変厳しい状況になっています。

全国知事会、市町村会も、国に対して1兆円を投入し、協会けんぽ並みにするよう強く求めています。町長は、加入する市町村会から、さらに国に対して強く1兆円投入を求めるべきではありませんか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

国に対しては町村会のほうから相談をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

○9番（吉本和広）

はい、結構です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第50号、上富田町特別会計国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対討論をします。

令和4年度も1億円の基金を繰り入れますが、保険税率は、令和3年度の保険税率に比べて、資産割は引き下げられているものの、後期高齢者支援分の平等割以外の所得割、均等割、平等割が全て引き上げられています。この税率改正により、令和3年度に比べて、令和4年度の保険料は、年間1人当たり1万1,000円の値上げになると見込まれています。先ほども言いましたが、40代夫婦で子供2人の家族4人、所得251万円で固定資産税5万円の世帯では6万4,000円もの大幅な増となり、国保税は37万6,100円にもなります。高過ぎる国保税の下で、国保加入者にとって大きな負担が強いられ、当町においても、資格証明書、短期保険証の発行の状況が続き、誰もが安心して医療にかかれる状況とは言えません。コロナ禍の中、物価が高騰し、年金削減で国保加入者の生活は大変な状況です。国保税率の引上げによる負担増は、国保加入者の生活をさらに苦しいものにするため、反対します。

また、先ほど町長も言われましたが、全国市町村会を通じて国に強く求めることを付け加えて、上富田町特別会計国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

今の反対討論の中で、条例名が、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のところ、上富田町特別会計国民健康保険条例の一部改正と言われたと思いますので、その辺の訂正だけお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、間違えました。

先ほど、上富田町特別会計国民健康保険条例の一部を改正すると言いましたが、間違いです。上富田町国民健康保険税条例の一部をです。すみません、訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第50号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第7 議案第51号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第51号、工事請負契約の締結について（令和4年度 第1号 小学校管理事業 朝来小学校水泳プール建替工事）を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

よろしくお願いたします。

私からは、議案第51号についてご説明を申し上げます。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、令和4年度 第1号 小学校管理事業 朝来小学校水泳プール建替工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金2億69万5,000円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台16の38、株式会社西峰工務店上富田営業所、営業所長和泉宏育。

令和4年6月20日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

本契約につきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。指名業者には、株式会社後工務店、株式会社西峰工務店上富田営業所、株式会社堀組上富田営業所、株式会社テンコーライフ、株式会社田中組、株式会社浅川組、三友工業株式会社、以上、特定建設業の資格を有する7者とし、去る令和4年6月13日に指名競争入札が執行され、株式会社西峰工務店上富田営業所が落札しております。

工事の概要につきましては、老朽化に伴う既存の水泳プールを解体し、その跡地に7レーンの大プールと低学年利用を主とした小プールを建設、併せて建設する附属棟には、男女別トイレ・更衣室に加え、災害時等における飲料水等の確保を目的とした浄水設備を備えます。

次のページに参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。この仮契約書の最終条項において、この契約は、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすると定めてございます。本議案は、提案理由にございます議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

に定める価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となるため、今回上程をさせていただきます。

何とぞご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、工事請負契約の締結について（令和4年度 第1号 小学校管理事業 朝来小学校水泳プール建替工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 諮問第1号

○議長（大石哲雄）

日程第8 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定

により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町生馬 2 8 5 9 番地。

氏名、出水精一。

生年月日、昭和 2 9 年 5 月 2 9 日。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

任期が令和 4 年 1 2 月 3 1 日までなので、引き続き同人を推薦する。

提案理由の説明を申し上げます。

出水氏は、平成 2 3 年から人権擁護委員を 4 期 1 2 年間務めていただいております。出水氏は福祉関係の仕事をしておられた関係上、人権問題に精通しております。また、町内会の会長を務められたこともあることから、地域の方からの人望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いしたく、同意方よろしくお願い申し上げます。

なお、任期期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間であります。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

△日程第9 諮問第2号

○議長（大石哲雄）

日程第9 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、12番、榎木正行君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、榎木正行君を除斥したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、榎木正行君を除斥することに決定いたしました。

榎木正行君の退場を求めます。

（榎木正行議員 退場）

○議長（大石哲雄）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町朝来3335番地の1。

氏名、榎木正行。

生年月日、昭和28年8月27日。

令和4年6月20日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

任期が令和4年12月31日までなので、引き続き同人を推薦する。

提案理由の説明を申し上げます。

榎木氏は、人権擁護委員を平成23年から4期12年間務めていただいております。

檜木氏は、上富田町身体障害者会会長、上富田町人権推進委員会副委員長を務められ、人権問題に対する見識が非常に高く、明朗な人柄から地域の人に慕われており、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、同意方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、任期期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間であります。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前9時49分

（檜木正行議員 着席）

再開 午前9時49分

○議長（大石哲雄）

再開します。

檜木正行議員の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任とすることに決しましたので、ご報告いたします。

△日程第 10 諮問第 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 10 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町市ノ瀬 1 2 7 1 番地の 2。

氏名、宮本勲。

生年月日、昭和 2 4 年 1 月 7 日。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

任期が令和 4 年 1 2 月 3 1 日までなので、引き続き同人を推薦する。

提案理由の説明を申し上げます。

宮本氏は、人権擁護委員を平成 2 9 年から 2 期 6 年間務めていただいております。宮本氏は長年にわたり町内会や公民館をはじめとした幅広い地域活動で活躍されており、温厚誠実で地域住民の信頼が厚く、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いしたく、同意方よろしくお願い申し上げます。

なお、任期期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間であります。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
お諮りします。
ただいま議題となっております諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本件は適任とすることに決しました。

△日程第11 諮問第4号

○議長（大石哲雄）

日程第11 諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町朝来2330番地の13。

氏名、幾島浩恵。

生年月日、昭和44年5月1日。

令和4年6月20日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

任期が令和4年12月31日までなので、引き続き同人を推薦する。

提案理由の説明を申し上げます。

幾島氏は、人権擁護委員を令和2年から1期3年間務めていただいております。幾島氏は、病院や福祉関係での勤務や、児童館の奉仕活動を通じて人権問題に精通しており、老若男女問わず幅広い方々から信頼されています。また、防災士としても活動されるなど、豊富な知識を持ち、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き、同委員としてお願いしたく、同意方よろしくお願い申し上げます。

なお、任期期間は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間であります。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

△日程第12 発委第2号

○議長（大石哲雄）

日程第12 発委第2号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読します。

発委第2号。

令和4年6月20日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、総務文教常任委員会委員長家根谷美智子。

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、提案理由の説明を求めます。

7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

それでは、意見書の提案理由を申します。

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月20日。

上富田町議会。

提出先は、内閣総理大臣を予定しています。

この意見書（案）については、会長の衛藤征士郎衆議院議員をはじめ、超党派の国会議員354名と、海事関係団体で構成する海事振興連盟から要望があり、今回、総務文

教常任委員会で検討した結果、賛成多数により提出させていただくこととなりました。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、松井君。

○11番（松井孝恵）

1つお尋ねしたいと思います。

総務文教常任委員会では、1名の方が意見書採択について保留されたと聞いております。厚生建設常任委員会では、本件合わせて4件の陳情書について、精査する時間がないことから、各委員は持ち帰り検討することになりました。いわゆる委員会において、目の前に置いた文書をすぐに読めないということで持ち帰ることになりました。

総務文教常任委員会において、中身について十分精査できたとお考えですか。どのくらいの時間をかけられましたか。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいまの松井議員の質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、総務文教常任委員会のほうで、この意見書が出てきましたときに、一応、議長のほうからも少し提言がありまして、そちらのほうで、この4件につきましては、一旦、皆さんで考えるというふうにも方向性は行ったんですが、一度1件ずつちょっと諮っていくということで諮らせていただきました。

ほかの3件につきましては、個人とか、ほかのところで皆さんで申し合せて提案するというところも話は出たんですが、この件につきましては、もう皆さんで挙手いただきまして、賛成多数ということでご意見いただきまして、総務から出させていただくというふうになりました。時間のほうについては、もうその1日の総務の委員会のときにさせていただくということになりました。

以上です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○11番（松井孝恵）

この意見書の基になった海事振興連盟の陳情書を私ども見せていただきましたけれども、その賛同する国会議員のお名前が記されているんですね。そやけれども、そのハッ

ピーマンデー制定に当たり積極的に関与された議員のお名前もこの中に見受けられるんです。私としては相反するように思えるんですけども、この整合性をどう捉まえておられますか。

○議長（大石哲雄）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

今のご質問なんですが、整合性につきましては、こちらの意見書の中にありますように、今までは、ハッピーマンデー化ということで制定はされてきたんですが、この歴史的経緯ということで見ますと、明治天皇のご帰還というところもありまして、それが7月20日というところと、あと未来の子供たちへ、私たち大人が意識を変えていくということの一つもありまして、やっぱり環境保全、2015年、皆さんももしかして見たことあるかも分からないですけども、ウミガメの鼻に廃プラスチックのストローが刺さっておるとい、そういう衝撃的な映像がありまして、その後、2017年、中国への生活由来の廃プラスチックの輸入禁止というものが出ておりました。こういうことも踏まえて、私たち日本国で住むということに関しては、四面を海に囲まれて、やっぱり海の恩恵を受けているということもあります。環境も考えていかなければならない。そういうことでいきますと、第3月曜日という曖昧なものではなく、固定化をすることを私は求めたいと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）に対する反対討論をします。

12月に、真珠湾攻撃で対米英戦争を開始する1941年、昭和16年、侵略戦争の

遂行上、海上輸送で船員や船舶の徴用と調達のために、海運関係者だけでなく、国民こぞって支援の雰囲気をつくる狙いで海の日記念日が設けられました。

逋信省の管理局の提唱で7月20日とされたのは、1876年、明治9年7月16日に、明治天皇が東北民衆の不满を抑えるために、軍艦ではなく、汽船明治丸で青森・北海道方面に巡航し、20日に横浜に帰したことに由来します。

こうした海の日歴史的経緯を引き継いで、7月20日に固定するのは、国民の祝日にふさわしくないこと。現7月第3月曜日は連休として労働者が要求していることから、当意見書案に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第2号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第13 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第14 委員会閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より28項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より25項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より1項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がございました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続

審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和4年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、4名の方のご同意をいただきありがとうございました。引き続き、出水氏、樫木氏、宮本氏、幾島氏を法務大臣に推薦させていただきます。

次に、令和4年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用経費については、早急に対応していきます。

特に、第4弾の上富田地域元気活性化商品券支給事業につきましては、令和4年6月1日時点での住民票登録者1人当たり8,000円の商品券を前回同様に簡易書留で世帯主宛てに支給します。また、各議員の皆さんに問合せなどがあれば、振興課まで問い合わせしてほしいと連絡をお願いします。7月中に各世帯へ商品券を支給し、8月初旬から使用できるように進め、物価高騰による生活支援、また、町内に住所を置く事業者の支援や、消費行動の喚起を図ってまいります。なお、商品券の使用を希望する店舗については、6月下旬から7月上旬頃までに募集を行います。

次に、朝来小学校水泳プールの建て替え工事の工事請負契約の締結を承認していただきましたので、早急に着工できるよう取り組んでまいります。また、プール授業につきましては、夏休みに入るまでは行いますので、ご報告いたします。

次に、6月15日に発表されました大東建託株式会社のまちの住み心地ランキング2022において、上富田町が県下30市町村の中で第1位となりました。この調査は、現在居住している市町村について、評価の平均値を集計して作成されています。生活する上で利便性が高いことはもちろんですが、ジュニアスポーツをはじめ、子育て環境も充実しており、現在も人口が伸び続けています。また、上富田スポーツセンターを軸としたスポーツによるまちづくりを掲げた様々な取組が、上富田町は活気があるまち、元気なまちだというイメージにつながっています。県外から移住する際には、このまちの住み心地ランキングを参考にすることも多く、上富田町を知っていただく機会が増え、人

口増加の一助になると考えています。

引き続き、全ての人が健康で幸せになれるまち、ウエルネスタウン上富田を目指してまいります。

最後に、第3回定例会までは規模を縮小した行事が予定されていますが、新型コロナウイルス感染症対策中ですので、決定については状況を見ながら判断したいと考えています。

議員各位におかれましては、参加依頼などがある場合には、ご参加、ご協力をいただけるようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

本日は本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和4年第2回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 平田 美穂

議事録署名議員 山本 哲也